

水産政策審議会資源管理分科会
第113回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第113回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和3年10月12日（火）13:00～13:15

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第367号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正
（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第113回資源管理分科会を開催します。

本日、事務局を務めます管理調整課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、ウェブ形式での御出席を推奨させていただいたところです。ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外の場合はミュートの状態にさせていただき、よろしくお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんが、その場合は画面左下のチャット機能などで事務局までお知らせください。

本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中7名の方に御出席を頂いており、定足数を満たしていますので、本日の分科会は成立しております。

次に、配付資料を確認いたします。

まず、議事次第がございます。その後に資料一覧がございます。資料1として委員名簿、資料2-1といたしまして、くろまぐろ（大型魚）別紙の変更に係る諮問第367号、資料2-2といたしまして、資源管理基本方針の一部改正案の再諮問についてということでございます。

資料に不備がありましたら、事務局までお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、御協力いただくようお願いいたします。

それでは、議事進行を田中会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 それでは、議事に入ります。

本日は諮問事項が1件ございます。議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本日の委員の招集について説明します。本日の議題は、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）についてです。

本件は9月17日に開催された第112回資源管理分科会で承認された内容に修正を加えるものとなっております。後ほど事務局から説明がありますが、同方針に附則の追加及び字句の修正等、軽微な修正のみを付した上で、再度諮問するものであることから、本分科会

は特別委員を招集せずに、委員のみの出席で開催することといたしました。

また、今回の協議の内容については、次回第114回分科会において報告することといたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第367号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）についてです。

事務局から資料の説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。

それでは、まず、資料2-1を御覧いただければと思います。

諮問文を読み上げさせていただきます。

3 水管 第1787号

令和3年10月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正

（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）について（諮問第367号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こちらの諮問、先ほど田中分科会長からお話のありましたとおり、前回、第112回の分

科会で諮問させていただいて、承認いただいた、「くろまぐろ（大型魚）」について、かつお・まぐろ漁業に漁獲割当てによる管理を導入するための資源管理基本方針の改正等についての諮問でございましたけれども、そちらに更に検討の結果、修正を加えるというものでございます。

1枚めくっていただくと、別紙として告示の案を示してございまして、更にめくっていただくと、5ページ以降、新旧対照表等を掲載してございます。このうち、この新旧対照表の中で赤で示している部分について、こちらは前回諮問させていただいた案からの変更点でございます。5ページ、11ページ、23ページにそれぞれ、この新旧対照表の中での修正部分がございますが、いずれも字句の修正等軽微な内容でございます。

今回の修正の大きなところは、附則の追加ということで、附則自体はこの資料の33ページから35ページまで、新旧対照表の形ではない形で附則を赤字でお示ししているものでございます。これを追加するというのが大きな改正ということになります。

この附則の中身については、資料2-2を用いて御説明をさせていただければと思います。資料2-2で、基本的にはこの改正部分の施行日を定めるといったところが必要ということで、再度諮問させていただくというものでございます。

2として、附則の概要ということでございます。（1）施行日とございます。今管理年度において、かつお・まぐろ漁業については、「くろまぐろ（大型魚）」について、1月～3月と4月～12月とに期間を区切って総量の管理を行ってきたわけですが、来年からI Q、漁獲割当てによる管理を行うものと、引き続き総量管理を行うものの2つの管理区分に分け、I Q管理を行うものについては、それに必要な諸規定を整備するという内容でございました。

こちら、官報の掲載、この改正した基本方針、これは10月下旬を予定しているんですけども、この時点でこの改正を施行、全てを施行してしまうと、今年、今管理年度の途中から漁獲割当てによる管理が始まる、現状の総量の管理区分がなくなって、I Qの管理区分が始まるかのような状況になってしまうということで、このI Q、漁獲割当ての管理に関する変更については、施行日を令和4年1月1日付とするというところを、まず附則の方で定めるということでございます。

その他の改正項目については、官報掲載日からの施行ということでございます。

（2）として、一方で、漁獲割当てによる管理を来年1月1日から行うためには、その準備行為というものが必要になります。具体的に言いますと、漁獲割当割合の申請、あ

るいは設定、さらには、年次漁獲割当量の設定というものが必要になりますし、場合によっては、その年次割当ての移転というようなこともあり得るということで、こういった漁獲割当てによる管理を行うための準備行為については、こちらは1月1日の施行日前であっても、そういう準備行為ができるようにするというので、附則を規定するというのでございます。

この附則の内容については、この施行日の話、あと、準備行為の話ということで、大きく2つに内容的には分かれるというものですけれども、こういった附則を整備するという形で追加をしております。

3の今後のスケジュールでございます。こちらは基本的には前回の分科会でお示したスケジュールと同じでございますが、一番上の改正基本方針の官報掲載については、前回、10月中旬ということでスケジュールをお示しをしておりましたけれども、今回、再諮問させていただくということで、下旬にちょっと後ろ倒しになっているというものでございます。

その後は前回と同じように、11月15日に割当割合の申請締め切りで、12月上旬から中旬になると思いますが、来年度の漁獲可能量の当初の配分等の諮問・決定を経て、12月15日には割当割合と年次割当量を設定する。4年1月1日から操業・管理が開始されるという内容でございます。

内容の説明は以上でございますけれども、前回の諮問において、我々水産庁側の準備不足の面がありまして、結果として、委員の皆様にはこういった形で二度手間になってしまい、誠に申し訳ございませんでした。今後こういうことが発生しないように、気を付けて対応していきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

内容的には前回のままで、書類上の不備というか、修正したということだと思っておりますけれども。

特にございませんでしょうか。

ウェブ出席の方々も、内容を聞き取れましたでしょうか。

○木村委員 はい、大丈夫です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

特にないようですが、諮問第367号につきましては、原案どおり承認していただい

ろしいということでしょうか。

○齋藤委員 大丈夫です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

○川辺委員 ありません。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第367号について、確認のため、答申書を読み上げます。

答申書

3 水 審 第 37 号

令和3年10月12日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和3年10月12日に開催された水産政策審議会第113回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第367号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）について

それでは、この答申書を藤田部長にお渡しいたします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 それでは、その他に移りたいと思います。

皆様、何かございますでしょうか。

ないようであれば、次回会合の日程について、事務局から御案内をお願いします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会については、11月中旬頃の開催を予定しております。

すが、それまでに何か緊急の必要のために開催することとなれば、改めて御連絡いたします。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、資源管理分科会を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

午後 1 時 1 5 分 閉会